

改正案	現行
<p>（振替機関への通知事項） 第三条（略） 2～9（略）</p> <p>10 第一項の規定は、法第二百二十七条において準用する法第六十九条第一項第五号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替外債（短期外債を除く。）」と、同号口中「社債管理会社」とあるのは「外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた会社」と、同号ト中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四条の規定により」とあるのは「発行者が合同して」と、同号チ中「担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定により物上担保が」とあるのは「担保が」と、「同法第三十五条各号に掲げる事項」とあるのは「当該担保に係る信託契約の受託会社の商号及び当該担保に係る信託証書の表示」と、同項第二号中「振替社債（短期社債に限る。）」とあるのは「振替外債（短期外債に限る。）」と読み替えるものとする。</p> <p>11 前項の「短期外債」とは、振替外債のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいふ。</p>	<p>（振替機関への通知事項） 第三条（略） 2～9（略）</p> <p>10 第一項（第二号を除く。）の規定は、法第二百二十七条において準用する法第六十九条第一項第五号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替外債」と、同号口中「社債管理会社」とあるのは「外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた会社」と、同号ト中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四条の規定により」とあるのは「発行者が合同して」と、同号チ中「担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定により物上担保が」とあるのは「担保が」と、「同法第三十五条各号に掲げる事項」とあるのは「当該担保に係る信託契約の受託会社の商号及び当該担保に係る信託証書の表示」と読み替えるものとする。</p> <p>（新設）</p>

- 一 円建てで発行されるものであること。
- 二 契約により振替外債の総額が引き受けられるものであること。
- 三 各振替外債の金額が一億円を下回らないこと。
- 四 元本の償還について、振替外債の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
- 五 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。